

●住まい、しごと、健康のためのお知らせ

- ※「応急仮設住宅」「既存の住宅の借り上げ」と、「住宅の応急修理」との併用はできません。
また、別の「応急仮設住宅」や「借り上げた既存住宅」に再入居することはできません。
- ※「応急仮設住宅」「既存の住宅の借り上げ」とも入居後の食費、光熱水費は自己負担となります。
- ※「応急仮設住宅」「借り上げた既存住宅」の入居に際しては、日本赤十字社から生活家電セット（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、電気ポット）が寄贈されます。
入居前に市町村へご相談ください。

災害弔慰金・災害障害見舞金が支給されます

災害弔慰金

この震災で不幸にも亡くなられた方のご遺族に弔慰金が支給されます。

＜受給額＞ 生計維持者が亡くなられた場合 500万円
上記以外の方が亡くなられた場合 250万円

＜受給遺族＞ 配偶者、子、父母、孫、祖父母

災害障害見舞金

この震災で不幸にも重度の障害
（両目失明、両上肢ひじ関節以上切断など）を負った方に
見舞金が支給されます。

＜受給者＞生計維持者 ＜受給額＞250万円
上記以外の方 ＜受給額＞125万円

いずれも詳しくは、被災時に居住していた市町村へお問い合わせください。

災害援護資金 制度が利用 できます

350万円までの範囲内で、災害援護資金から資金をお貸しします。
無利子（保証人を立てない場合は年利1.5%）で、貸し出し後
7年目から13年目までの返済となります。
ご相談は被災時に居住していた市町村へ。

